序章

本学臨床心理学研究科は、臨床心理学に関する学識をもとに幅広い視野をもって心理臨床に臨める「こころの専門家」としての高度専門職業人となりうる人材の育成を目指して設置された。臨床心理士に養成には、悩める人々への心理的援助が可能な教育システムが必要であり、教員も臨床経験のある臨床心理士が加わり、より実践的な訓練がカリキュラムの重要な位置をしめている。

臨床心理士資格を得るには、日本臨床心理士資格認定協会が指定した大学院を修了することが条件づけられている。また、2015(平成27)年には公認心理師法が成立して、はじめて心理職が国家資格化し、2018(平成30)年にはこの資格に沿ったカリキュラムが開始された。本研究科でも両方の受験資格が習得できるようカリキュラムを改訂した。

本研究科は開設されて 12 年あまりが経過し、多くの修了生が臨床心理士資格を取得し、研究科として安定しているが、自己点検・自己評価の基準となる大学基準協会から前回、2 点が問題点として指摘された。それは、研究科独自の FD 活動が行なわれていないこと、修士論文の審査基準が学生に示されていないことであった。前者については、臨床心理学研究科の FD 委員会を立ち上げ、年に 8 回程度 FD を行なっている。後者については、臨床心理学研理学研究科の学務委員会を中心に検討し、学生に審査基準を提示した。

このようにいくつか比較的大きな改定を行っているが、今回は、幅広い専門性を持つ心理臨床家を育成するために、これまでの臨床心理士受験資格対応のカリキュラムと同時に、公認心理師受験資格にも対応するカリキュラムを 2018 (平成 30) 年度入学生から適用できるように大幅な改訂を行なった。そのため、これに付随する問題点について、今後は洗い出していくことが必要であろう。

第1章 理念・目的

(1) 現狀説明

点検・評価項目①: <u>大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、</u> 学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、

研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目

的の設定とその内容

評価の視点2:大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

評価の視点1

臨床心理学研究科においては、臨床心理学に関する学識を基に幅広い視野をもって心理 臨床の場に臨める「こころの専門家」の育成をめざして、次のような教育目的を設定して いる<根拠資料 1 - ① - 1>。

教育目的

- 1. 高度専門職業人としても臨床心理士を養成
- 2. 創造性のある研究と臨床実践に意欲的に取り組む専門家の育成
- 3. 地域における援助活動や文化的活動の発展に寄与できる豊かな社会性と人間性を兼ね 備えた人材の育成

育成する人物像には、以下のディプロマ・ポリシーに反映している<根拠資料 $1 - \mathbb{O} - 1 >$ 。 ディプロマ・ポリシー

- 1. 臨床心理学の専門家としての臨床実践力および倫理観を身に付けている。
- 2. 臨床実践に基づいた臨床心理学的知識と視点、心理学及び関連領域の高度専門的知識を身につけている。
- 3. 臨床心理学の発展に寄与する研究を実践し、その内容を適切に伝える力を身に付けている。
- 4. 臨床心理士及び関連領域の専門職と連携・協働し、地域の臨床心理学的問題の解決に 寄与する力を身につけている。

評価の視点2

大学の教育理念・目標として、実学教育を基調とし、「生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、国民の福祉と健康を支え、全人的な視点からこれを保障するという社会の要請にこたえると共に、クオリティ・オブ・ライフ(QOL)の向上を実現すべく、看護・福祉両面で

の地域社会に貢献できる人材の要請」が掲げられている。

本研究科においては、このような大学の教育理念・目標を、こころの側面について臨床 心理の立場から支えることのできる人材を養成すべく、教育目的を設定している<根拠資料 1 - ① - 2>。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる 規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公 表しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、

研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目

的の適切な明示

評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の

理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

評価の視点1、2

本研究科の理念・目的については、学則第1章第1条2において、「臨床心理学研究科にあっては、臨床心理学とその関係分野において実践的な教育と研究を通じ、高度な専門知識を習得させると共に、職業人として自律した心理臨床家を育成する」と明示されている <根拠資料1-②-1 新潟青陵大学大学院学則>。さらに、理念・目的は教育目的・教育目標と共に本学ホームページおよび大学院案内パンフレットに掲載し、教職員・学生はもとより広く社会一般へも周知を図っている。 <根拠資料1-②-2> <根拠資料1-②-3>また、学生便覧においても「教育研究上の理念」「教育目標」を掲載し、新入生オリエンテーションにおいて周知を図っている <根拠資料1-②-4>。

点検・評価項目③: 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1:将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

評価の視点1

各委員会において掲げている目標は、大学における中・長期目標と連関している。各委

員会における目標は、PDCA サイクルシートで毎年評価しており、それについて研究科委員会で検討している<根拠資料 1 - ③ - 1 > < 根拠資料 1 - ③ - 2 >。

(2) 長所·特色

本研究科では、高度専門職業人である自律した心理臨床家の育成という明確な目的をもち、それを実現させるべく具体的な教育目標、ディプロマ・ポリシーを設定している。また、カリキュラムも臨床心理士指定大学院のカリキュラムとして要求されている科目より、演習科目を含めて多く配置されており、その成果は臨床心理士資格試験の合格率<根拠資料1-②-3>にも反映しており、十分な効果があったといえる。

(3) 問題点

2018 (平成 30) 年度から臨床心理士養成に加えて公認心理師養成も行なうカリキュラムが、本研究科においてもスタートしている。これに伴い、教育目標、ポリシーについて従来どおりでよいか検討を要する。

(4) 全体のまとめ

高度専門職業人である自律した心理臨床家の育成という本研究科の目的は維持されるが、公認心理師養成も併せて行なわれることにより、何が必要なのかを見定めて、検討してくことが必要となる。カリキュラム導入が開始された 2018 (平成 30) 年度入学生の動向を見ながら、2020 (平成 31) 年度には改定できるよう取り組んでいく。

- <根拠資料 1 ① 1>平成 30 年度学生便覧 p.323
- <根拠資料 1 ① 2>平成 30 年度学生便覧学生便覧 p.2
- <根拠資料 1-②-1> 新潟青陵大学大学院学則 平成 30 年度学生便覧 p.346
- <根拠資料 1-②-2> 本学ホームページ
- <根拠資料 1-②-3> 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科案内パンフレット
- <根拠資料 1-②-4> 平成 30 年度学生便覧 p.322~323
- <根拠資料 1 ③ 1>自己点検・自己評価委員会資料
- <根拠資料 1 ③ 2> H28,29 年度研究科委員会議事録 $4\sim5$ 月

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現狀説明

点検・評価項目①:授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、 態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の 適切な設定及び公表

教育目標として掲げる心理に関する高度専門職業人を養成するために、2016(平成 28)年度にディプロマ・ポリシーを見直して、大学院教育の中で身につけて欲しい能力を以下のとおりに定めた上で、学生便覧<根拠4-①-1>及び本学ホームページ<根拠資料4-①-2>掲載して、公表している。

青陵大学大学院臨床心理学研究科ディプロマ・ポリシー

- ① 臨床心理学の専門家としての臨床実践力および倫理観を身に付けている。
- ② 臨床実践に基づいた臨床心理学的知識と視点、心理学及び関連領域の高度専門的知識 を身につけている。
- ③ 臨床心理学の発展に寄与する研究を実践し、その内容を適切に伝える力を身に付けている。
- ④ 臨床心理士及び関連領域の専門職と連携・協働し、地域の臨床心理学的問題の解決に 寄与する力を身につけている。

〈根拠資料 4 ·①·1〉平成 30 年度学生便覧 p 323

〈根拠資料4-①-1〉新潟青陵大学ホームページ

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsugs/psychology/policy/]

点検・評価項目②:<u>授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</u>

評価の視点1:下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

教育課程の体系、教育内容

教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2:教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

ディプロマ・ポリシーに定めた人物像を達成すべく、教育課程の編成・実施方針を本研究科固有のディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシーとして定め、学生便覧<根拠資料4-②-1>及び本学ホームページ<根拠資料4-②-2>掲載して、公表している。

青陵大学学院臨床心理学研究科カリキュラム・ポリシー

- ① 臨床実践力及び倫理観を育てるために、実習科目を中心に、講義科目、演習科目を体系的に配置し、体験に基づいた実践的な学びを推進する。
- ② 臨床心理の専門家としての高度専門的知識を身に付けさせるために、臨床心理学及び 関連領域に関する専門的な講義・演習・実習科目を配置する。
- ③ 研究実践力を育てるために、研究法に関する科目を配置すると共に、臨床心理学に関する研究課題や問題意識を深めるための科目を配置し、修士論文の作成につなげていく。
- ④ 臨床心理士及び関連領域の専門職と連携して地域援助を行う力を育てるために、学校 臨床や精神科医療等の関連する科目や、関連施設における実習を配置し、特に地域での 学外実習における指導担当者及び他職種からの学びに力を入れる。

〈根拠資料 4 - ②-1〉平成 30 年度学生便覧 p 323

〈根拠資料4-②-1〉新潟青陵大学ホームページ

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsugs/psychology/policy/]

点検・評価項目③:<u>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業</u> 科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1:各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

(<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に 組み合わせた教育への配慮等

<専門職学位課程>理論教育と実務教育の適切な配置等)

評価の視点 2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーに定められた心理に関する高度専門職業人としての力量を身に付けるための科目を定め、教育課程表として明示している<根拠資料 4-3-1>。また、各科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を表として明示し<根拠資料 4-3-2>、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を図っている。また、大学臨床心理学科と連携して、新たな心理に関する資格である公認心理師の受験資格が取得できるようにカリキュラムの見直しを行い、資格取得に必要な科目を新たに開設した<根拠資料 4-3-3,根拠資料 4-3-4>。

具体的には、実習科目を中心に1年次に臨床心理基礎実習 I・II と心理実践実習 I を、2年次に臨床心理実習 I・II と心理実践実習 II を配置し、段階的に実践力が身につくようにしている。また、臨床心理学特論 I・II、臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)・II の必修科目や精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)、メンタルヘルス特論 (心の健康教育に関する理論と実践)、臨床心理倫理特論等の基礎的な選択必修科目を1年次に配置し、学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)、非行・犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)等の発展的な選択必修科目を2年時に配置するなどして、準備性及び体系性を確保している。一方、研究実践においても、1年前期に臨床心理学研究法特論及び心理学研究法演習を配置し、その上で特定課題研究 I・II での指

導を継続して行う等、系統的に研究実践力が身につくようにしている<根拠資料 4-3-3>。

授業の内容および方法についても、演習・実習科目では、実際に心理臨床活動において 面接や心理査定を体験し、その都度教員の指導を受けることを通して実践力の向上を図り、 詳細な事例検討を行い、実践力の向上を図っている。また、講義科目においても架空事例 についてのグループディスカッションや事前学習に基づくプレゼンテーション等、個々の 学びを深める工夫を行っている<根拠資料 4-③-5>。

単位制度の趣旨に沿った単位の認定については、大学と同様に平成 26 年度から準備学習の内容を、2017 (平成 29)年度から準備学習に必要な時間をシラバスに明記することにより、単位制度の趣旨に沿った単位の認定を行うように配慮している<根拠資料 4-3-5>。

- <根拠資料 4-3-1>平成 30 年度学生便覧(pp.323-324)
- <根拠資料 4-3-2>ディプロマ・ポリシーとカリキュラムとの対応表(シラバスの冊子に掲載)
- <根拠資料 4-3-3>教育課程表(学生には学生便覧に掲載して明示)
- <根拠資料 4-3-4>新潟青陵大学大学院学則施行細則 第 2 条 3, 4
- <根拠資料 4-3-5>平成 30 年度シラバス

点検・評価項目④: <u>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講</u>じているか。

評価の視点1:各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に 教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業 内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法 及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の 確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- <学士課程>
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- 適切な履修指導の実施
- <修士課程、博士課程>
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の 明示とそれに基づく研究指導の実施
- <専門職学位課程>
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

ディプロマ・ポリシーに定められた力量を身につけるために、各科目の目標や授業内容及び方法、授業準備のための指示等をシラバスに明示しく根拠 4-4-1>、またシラバスの内容を教員間でチェックするようにしており、シラバスの内容と授業の実施との間に整合性が出るようにしているく根拠資料 4-4-2>。

また、学生の主体的参加を促すために、グループワーク、ロールプレイ等の授業の方法 について工夫し、それをシラバスに明記している。加えて、準備学習の内容や時間もシラ バスに明記し、授業外での学習を活性化するように工夫している<根拠資料 4-④-1>。

なお、研究科として統一した研究指導計画は策定していないが、授業暦に構想発表会(1年次8月)及び中間発表会(1年次1月及び2年次8月)を組み込むことで、2年間の研究スケジュールを明示し、それを意識した研究の指導を行っている<根拠資料4-4-3>。

- <根拠資料 4-④-1>平成 30 年度シラバス
- <根拠資料 4-④-2>シラバス作成担当及び点検者
- <根拠資料 4-4-3>授業暦(学生には学生便覧に記載して明示)

点検・評価項目⑤:成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1:成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2:学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措 置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

単位認定については、単位制度の趣旨に基づき単位認定が行えるように、学習目標や 準備学習の内容及び必要な学修時間をシラバスに明記している。また、成績評価につい ても、基準をシラバスに明記し、客観性、厳格性を担保している<根拠資料4-⑤-1>。

修了要件については、規定された在学期間中に規定の単位数を充足し、かつ必要な研究指導を受けた後で修士論文の審査および最終試験に合格することと「学生便覧」に明示されている<根拠資料4-⑤-2>。

修士論文審査基準については、「新潟青陵大学大学院学則」第12条第1項にその求められる内容を明示すると同時に、具体的には「修士論文審査基準」を定め、オリエンテーション時に説明・伝達を行っている<根拠資料4-⑤-3,根拠資料4-⑤-4>。また、新潟青陵大学大学院学位規程第6条に、論文審査は主査・副査あわせて2名以上による論文審査および主査・副査以外の研究指導教員を含めた口頭試問の結果を合わせて論文の成績とし、同時に最終試験を行うことを定め、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保している。また、学位授与に係る責任体制及び手続きについても、同規定の第10条、12条に明記し、3分の2以上の委員が出席する研究科委員会における、過半数の同意による議決に基づき学長が授与するとしている<根拠資料4-⑤-5>。

- <根拠資料 4-⑤-1>平成 30 年度シラバス
- <根拠資料 4-5-2>平成 30 年度学生便覧(pp.328-329)
- <根拠資料4-5-3>新潟青陵大学大学院学則
- <根拠資料4-⑤-4>臨床心理学研究科修士論文審査基準
- <根拠資料 4-⑤-5>新潟青陵大学大学院学位規程

点検・評価項目⑥: <u>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価して</u>いるか。

評価の視点1:各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の

適切な設定

評価の視点2:学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

・アセスメント・テスト

・ルーブリックを活用した測定

・学習成果の測定を目的とした学生調査

・卒業生、就職先への意見聴取

臨床心理学研究科としての学習成果を測定するための、独自の指標は設定していないが、ディプロマ・ポリシー<根拠資料 4-6-1>を踏まえて、それぞれの授業で身につけるべき力量を明確にし<根拠資料 4-6-2>、以下の方法によって適切に把握及び評価している。すなわち、臨床実践力及び倫理観に関しては、実際に実習の指導に当たる教員を中心に臨床実践力がどの程度見についたかに関して評価を行っている<根拠資料 4-6-2>。臨床心理学的知識や視点、関係領域の高度専門的知識については、各科目の成績評価に加えて<根拠資料 4-6-2>、修了試験(アセスメント・テスト)を行い客観的な評価を行っている<根拠資料 4-6-2>、修了試験(アセスメント・テスト)を行い客観的な評価を行っている<根拠資料 4-6-3、根拠資料 4-6-4>。研究に関する能力に関しては、その最終成果である修士論文を主査・副査という複数名で評価すると同時に、口頭試問を主査・副査以外の教員を含めた複数教員で評価している<根拠資料 4-6-3,根拠資料 4-6-4>。連携・協働力については、外部機関における実習において実習指導者の評価を得ている<根拠資料 4-6-5>。

<根拠資料 4-6-1>臨床心理学研究科ディプロマ・ポリシー(学生便覧 pp.323-324)

- <根拠資料 4-⑥-2>平成 30 年度シラバス
- <根拠資料 4-6-3>修了までの流れ
- <根拠資料 4-6-4>修論審査に関する書式
- <根拠資料4-⑥-5>臨床心理実習Ⅱ評価基準

点検・評価項目⑦:教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価 を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り 組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

入学時及び2年進級時に心理学の実力テストを行い<根拠資料 4-⑦-1>、また修了時には修了試験を行って<根拠資料 4-⑦-2>院生の学習成果を把握し、さらに臨床心理士試験の合格率<根拠資料 4-⑦-3>を踏まえて、教育課程及びその内容・方法の適切性を検討している。また、各期ごとに行っている授業評価アンケート<根拠資料 4-⑦-4>の結果を研究科委員会で共有し<根拠資料 4-⑦-5>、授業内容及び方法の改善を行っている。

<根拠資料 4-(7)-1>平成 30 年度臨床心理学研究科実力テスト結果

- <根拠資料 4-⑦-2>修了までの流れ
- <根拠資料 4-⑦-3>臨床心理士試験合格率
- <根拠資料 4-(7)-4>平成 29 年度後期授業評価アンケート
- <根拠資料 4-7-5>平成 30 年度第1回研究科委員会議事録

(2) 長所・特色

実習科目を中心に系統的に講義・演習・実習科目を配置しており、順序だてて各科目を 履修していくことによって、心理に関する高度専門職業人としての実践力が身につくよう にカリキュラムを構成している。また、新たにできた心理に関する国家資格である公認心 理師に対応してカリキュラムを変更し、臨床心理士と公認心理師の二つの受験資格を取得 できるようにした。

(3)問題点

心理に関する高度専門職業人を養成するという教育目標を達成するために、実践力の育成に力点が置かれた教育課程となっており、コースワークとリサーチワークのバランスの面では、ややリサーチワークに弱さがある。また、リサーチワークについては、研究科としての統一した研究指導計画がなく、発表会等のスケジュールに合わせてそれぞれの院生と教員が各自で見通しを持って研究活動を行っており、統一した研究指導計画を策定する

ことが望まれる。

教育課程の内容及び方法の見直しについては、2016 (平成30) 年度は新たに公認心理師 資格受験資格への対応のため大幅な見直しを行ったが、今後とも定期的に見直し・検討を 行うことが望まれる。

(4) 全体のまとめ

心理に関する高度専門職業人を養成するという研究科の目的を達成するための教育課程の編成及び運用に関しては、概ね問題なく実施できていると考えられる。今後は、教育課程の内容及び運用に関して、定期的に見直し・検討を行い、一層の充実を図っていくことが望まれる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①:学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け

入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2:下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

・入学希望者に求める水準等の判定方法

評価の視点1

臨床心理学研究科のアドミッション・ポリシーとして、以下の点を挙げている。

「臨床実践力及び研究実践力を育むために必要な学力と知識を身に付けている人」

「人間を理解・援助するための広い視野と柔軟性、他者と協働するためのコミュニケーション力を有する人」

「人間に対する深い関心と教養を有し、他者を尊重する態度を持つ人」

「臨床心理学領域において、自発的に課題を見出し、それを深めることのできる人」

「臨床心理援助の実践と研究の発展に貢献したい人」

このような入学生を求めることを、大学院案内パンフレット、学生募集要項および本学ホームページに掲げている<根拠資料 5-①-1><根拠資料 5-①-2><根拠資料 5-①-3>。

評価の視点2

入学者は、大学を卒業した者を原則としているが、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合についても、資格審査後に出願を許可している。また大学卒業後、

社会人に対しても 3 年以上の常勤在職経験がある者、またはそれに準ずる経験を有する者について出願を許可している<根拠資料 5-①-2>。

点検・評価項目②: <u>学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運</u> 営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。 評価の視点1:学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2:入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制

の適切な整備

評価の視点3:公正な入学者選抜の実施

評価の視点4:入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実

施

評価の視点1

(学生募集方法)

臨床心理学研究科の学生募集方法は、学生募集要項や大学院案内パンフレットを作成し、全国の大学心理系学部や臨床心理関連施設等へ配布するとともに、大学ホームページにも掲載している。福祉心理学部の学生にはオリエンテーションの際に配布、説明を行い、大学院進学への関心を高めるよう努めている。また、臨床心理学研究科説明会を毎年6月に実施している<根拠資料5-①-1><<根拠資料5-①-2><<4根拠資料5-②-1><

(入学者選抜制度)

臨床心理学研究科の入学者選抜制度は、本学の入学者受け入れ方針に基づき、一般選考の他に社会人特別選考を提供している。また、福祉心理学部臨床心理学科卒業見込みの学生に限定した推薦入試も平成31年度入試から実施している。社会人特別選考の対象は、3年以上の常勤在職経験がある者、またはそれに準ずる経験を有する者である。

入学者募集人員は、推薦入試、一般選考および社会人選考を合わせて 10 人である。推薦 入試(6月)前期試験(9月)、後期試験(12月)の3回実施するが、定員に達した時点で それ以降の入試は行わない。

入学者選考方法は、推薦入試においては、福祉心理学部臨床心理学科における指定科目の GPA が 3,2 以上で、福祉心理学部長の推薦を受けていることを出願資格とするが、志望理由書、推薦書、筆記試験(小論文)、および個別面接試験を総合的に判定する。一般選考では筆記試験(臨床心理学、英語及び小論文)・個別面接試験を総合的に評価し、社会人特別選考では筆記試験(小論文)・個別面接試験を総合的に判定する。研究科委員会において審議され、合否判定を行っている<根拠資料 5-①-2>。

評価の視点2 (入学者選抜実施のための体制)

臨床心理学研究科に教員で構成される入試委員会を設置し、実施方法の適切性や合否判定の適切性など入試の方法について検討した後、研究科委員会で審議して決定している。 また、事務職員で構成される入試広報課の職員と連携しながら、入試問題の作成・点検ス ケジュール、入試実施要項、筆記試験監督マニュアル、面接試験実施要項を作成し、入試業務に従事する教職員に周知徹底している。入試問題は学内教員で作成しているが、問題点検担当者による確認を行い、入試問題の漏洩や出題ミスがないよう公正な試験を実施している<根拠資料5-②-2>。

評価の視点3 (公正な入学者選抜の実施)

筆記試験においては評価基準を、面接試験においては評価項目を作成し、複数の教員で評価を行い公正な試験を実施している。 入学者選抜基準として学生募集要項には試験科目の配点及び面接の実施・内容を明示するとともに、過去の入試問題を冊子にして希望者に配布し、透明性を確保している<根拠資料5-①-2>。

評価の視点4 (合理的な配慮)

身体の障害等のある学生の受け入れにあたっては、学生募集要項において、「身体の障害等により、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願前相談の際にお申し出ください」という記載を示し、適切に対応している。<根拠資料 5-①-2>

点検・評価項目③:<u>適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数</u>を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1:入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- <修士課程、博士課程、専門職学位課程>
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

評価の視点1

適正な入学者選抜を行い、募集定員については入試委員会と研究科委員会で確認している。入学定員 10 人に対して、2014 (平成 26) 年度 10 人、2015 (平成 27) 年度 10 人、2016 (平成 28) 年度 9 人、2017 (平成 29) 年度 9 人、2018 (平成 30) 年度 7 人の入学者を受け入れた。

2014 (平成 26) 年度、2015 (平成 27) 年度は、定員 10名を充足していたが、2016 (平成 28) 年度は、合格後の辞退者 1名があり、入学者が 9名となった。2017 (平成 29) 年

度においては、合格し授業料納入後の辞退者1名があり、入学者が9名となった。2018(平成30)年度においては、一般入試の受験者が減少し、入学者が7名と減少した。このような状況から、2019(平成31)年度からは、福祉心理学部臨床心理学科卒業見込み生に限定した推薦入試を実施することになった。今後、さらに受験者、入学者の増加にむけての方策を検討していく必要があるが、過去5年間において、在籍学生数は、ほぼ適正に管理できている<根拠資料5-③-1>。

点検・評価項目④: <u>学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っている</u>
か。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行って
いるか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1

年間を通した臨床心理学研究科の学生の受入れに関しては、毎年3月の入試委員会でその年の検証を行い、次年度の課題を検討している。選抜方法や実施方法等に変更が必要になった場合には、研究科長と各委員会委員長等の教員で構成された代表者会議で変更案を検討し、研究科委員会で審議、決定している<根拠資料5-④-1>。

評価の視点2

前述のように 2018 (平成 30) 年度においては、一般入試の受験者が減少し、入学者が 7 名と減少した。このような状況から、2019 (平成 31) 年度からは、福祉心理学部臨床心理学科卒業見込み生に限定した推薦入試を新たに実施することになった<根拠資料 5-@-2 >。

(2) 長所·特色

本学のホームページの充実を図り、情報発信を行い、大学院説明会を開催してカリキュラムの説明に加え、個々の相談に対応することで志願者の理解を深めている。一般的に大学院においては定員確保が厳しい中で、ほぼ定員を確保できていることは評価できる。

(3) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、収容定員は充足しているが、この3年間において、

志願者、入学者が減少傾向にあり、引き続き広報活動を積極的に行い、受入れ方針を満た す入学者を確保していく必要がある。

- <根拠資料 5-①-1>新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科パンフレット
- <根拠資料 5-①-2>新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科学生募集要項
- <根拠資料 5-①-3>新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科 HP
- <根拠資料 5-②-1>H30 年度研究科説明会資料
- <根拠資料 5-2-2>H30 年度研究科教員職務分担表
- <根拠資料 5-3-1>新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科入試結果
- <根拠資料 5-4-1>H27~29 年度入試委員会 PDCA サイクルシート
- <根拠資料 5-4-2> H29 年度入試委員会 PDCA サイクルシート

第6章 教員・教員組織

(1) 現狀説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研 究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2:各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、

連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

評価の視点1

教育目標のひとつに、本研究科では次のようなめざす教員像を掲げている。

教員が臨床実践や臨床研究に精力的に携わり、常に教育内容の質的向上をめざすとともに、自ら技能向上をはかる姿勢を示すことを心がける<根拠資料 6-①-1>。

このような教員像を目指すため、FD活動を年8回程度行い、研究科独自の学術雑誌を年1回程度刊行し、そこには学術論文、報告、教員の研究業績と社会的活動についても掲載している。

評価の視点2

全学の組織表<根拠資料 6-①-2>に、研究科の各種委員会とそこに所属する教員名について明示されている。

大学院教員職務分担<根拠資料 6-①-3>に詳細が示されている

研究科の運営については、基本的に各委員会(学務、学生、就職、FD、入試、学術研究、自己点検・自己評価、広報、倫理、人事、CP試験対策、公認心理師試験対策)における活動とそれを統括する研究科委員会により構成されている。

各委員会では PDCA サイクルシートに毎年、年度初めに業務に関する目標を掲げ、年度末に評価を行なっている。これらの内容は研究科委員会で審議<根拠資料 6-①-4 研究科委員会 $3\sim5$ 月議事録>されている。

研究科委員会では、大学院に関する事項をほぼ全般について審議を行なう。その後、重要な事項(教員人事、入試判定、修了判定、大学院関連の規定、カリキュラム、学生異動等)については、さらに評議会での審議、承認を経るのが、一般的な形である。人事については、評議会の審議以前に、全学の人事委員会での審議、承認を経ている(根拠資料 6-①-5 大学院教員選考に関する規程、人事委員会資料)。

点検・評価項目②:<u>教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。</u>

評価の視点1:大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2:適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教 授又は助教)の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)
- 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3:学士課程における教養教育の運営体制

評価の視点1

臨床心理学研究科専任教員は 10 名であり、入学定員 10 名に比して十分な数であるといえる。内訳は、教授 6 名、准教授 3 名、助手 1 名である < 根拠資料 6 ·① · 1 >。

評価の視点2

教育上主要な科目である必修科目については、ほとんどの科目について教授が担当に入っており、非常勤講師のみで担当している科目はない<根拠資料 6-②-1>。

研究科の教員の資格については人事規程 (6-①-5 新潟青陵大学大学院教員選考に関する 規程) に明確に示されており、それにしたがって配置されている。

臨床心理センター長の職を担当する教員については、特に臨床歴を重視して教員を採用している。他の教授、准教授相当の教員は修士論文指導ができることを重視しており、全員が特別研究、修士論文指導の担当者 (6-②-2 臨床心理学研究科シラバス) となっている。さらに臨床心理学関連の授業を担当する教員は、すべて臨床心理士資格を有している (6-①-1 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科パンフレット、6-②-2)。

具体的には、臨床心理士資格を持つ教員 7名、精神科医の教員 1名であり、男女比の内 訳は、男性 5名(うち 4名臨床心理士)、女 5名(うち 3名臨床心理士、1名精神科医、1 名助手)である。研究科専任教員の年齢構成は、60代2名、50代4名、40代1名、30代 2名、20代1名(助手)である。また、臨床指導を担当する兼任教員1名、非常勤教員2 名も臨床心理士資格を有している。

スーパービジョンなどの臨床指導が必要なため、臨床経験が問われることが反映し、や や高い年齢構成であるが、各年代にわたっているため比較的バランスがよい。また臨床指 導については、できるだけ男女両方のスーパーバイザーを各学生に配置することにしてい るが、臨床心理士資格を持つ教員の男女比に偏りが少ないため、かなり目標を達成できて いる。

点検・評価項目③:教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1:教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に

関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2:規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

評価の視点1

教員人事については、本研究科は以下の規程が整備されている。 新潟青陵大学大学院教員選考に関する規程<根拠資料 6-①-5> 教員採用プロセスの整理について<根拠資料 6-③-1 >

評価の視点2

上述の新潟青陵大学大学院教員選考に関する規程および教員採用プロセスに則って行なわれている<根拠資料 6-③-2 >。

点検・評価項目④: ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1:ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2:教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点1

本研究科には「FD/SD 委員会」が設置されており、2 名の大学院教員によって構成されている。SD は当大学院の研修施設である学内の臨床心理センターのスタッフのための研修を目的とした活動であり、FD 活動と合わせて当委員会が運営を担当している。当委員会が例年年度初めに企画をし、日程と発表者についての年間計画書<根拠資料 6-④-1>を作成し研究科委員会の議決を経て実際の運営を開始している。一年で FD の会 90 分 5 回、SD の会 90 分 4 回程度実施している。教員全員が持ち回りで FD および SD の会の発表者を担当しており、おおよそ 2 年に一度各教員が担当するようなペースとなっている。FD は原則全教員の出席を原則としており、SD は臨床心理士資格を持つ教員全員の出席を原則として

いる<根拠資料 6-④-2>。

評価の視点2

臨床心理学研究科では、研究科独自の共同研究費を配分し、複数の教員が共同して研究活動を行っている。教員の教育活動、研究活動、社会活動の成果については、本研究科が発刊している研究誌「臨床心理学研究」(査読あり)がこれまで9号まで発刊され、年度単位の研究業績および社会活動の一覧が掲載されている。なお、「臨床心理学研究」は全国に配布され、新潟県地域共同リポジトリ(http://nirr.lib.niigata-u.ac.jp)において公開されている<根拠資料6-④-3>。

共同研究の助成を得て行った成果は原則として上記研究誌に研究論文として発表され、 さらに専任教員の一部は独自に研究論文を投稿し掲載されている<根拠資料 6-④-3>。ま た、上記研究誌には、FD 活動の内容に加え、年2回程度開催している研究企画等の内容も 報告している<根拠資料 6-④-3>。

研究誌での教員の活動報告の他にも、全学的に実施している Research Map の活用を研究科でも採用し、教員活動の全般を可能な限り公開している。さらに、年度ごとの教員の研究活動および社会活動については、2017(平成29)年度より年に一回、各教員からの報告がなされる。

なお、FD/SD 活動の他にも、外部講師を招聘する研究会企画等に、関心を持つ専任教員が参加し、教員相互の資質向上の機会を設けている。その評価が行なわれている。<根拠資料 6-@-4>

点検・評価項目⑤:<u>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1

研究科における各委員会については、毎年研究科委員会で担当者について協議している。また、委員会の加除についても同様である<根拠資料 6-⑤-1>。

教員の科目担当についても、研究科委員会で審議しているが、開講科目の改訂、人事 異動があったときを中心に行なっており、定期的には行なっていない<根拠資料 6-⑤-1 >。

評価の視点2

現在定期的な点検を行っているのは、各委員会の担当者、委員会の加除であるが、5年前と比較して追加された委員会として、FD委員会、倫理小委員会、CP試験対策委員会、公認心理師試験対策委員会があり、各委員会とも活発に活動している。削除された委員会はない<根拠資料 6-⑤-1>。

教員配置については、教員の採用に際して本研究科人事委員会で資格の有無や年齢の 偏りが大きくなりすぎないよう考慮している点もあり、上述の点検評価項目②にあるよ うに適切な教員配置が行なわれやすくなっている。

(2) 長所・特色

学生の定員に比して十分な教員数があり、年齢、職位等の偏りも少ない。修士論文指導、臨床指導については、その資格のある教員を十分な人数を配置している。そのため、 充実した指導を行なえる体制になっている。

研究科独自の研究誌を持ち、研究論文のほか、教員の教育活動、研究活動、社会活動の成果を掲載している。また、FD以外の部講師を招聘する研究会、研究科独自の共同研究も毎年行なわれ、教員の資質向上の一助となっている。

FD 活動については、大学院全教員の関与があり、お互いの研究について理解し幅広く臨床心理学の研究に触れ学ぶことができている。SD の会では臨床実践、事例研究が提示され議論されているので FD 活動の一環としてとらえられる。平成 28 年度より SD 活動に心理査定の結果の検討も含められるようになり、内容の幅が広がった。

(3) 問題点

教員の教育研究活動を支える研究科内の体制はある程度整っているが、業務繁多なため、時間の確保は難しい。

FD活動のうち、研究、臨床実践に関するものは十分行なわれているが、教育に関する ものが研究科独自にはほとんど行われていないので、今後検討を要する。

(4) 全体のまとめ

現状の説明にあるように、教員の選考は学内の基準に基づいて行なわれており、教員の配置にも偏りは特に認められず、適正と考えられる。教員の資質向上のためには、研究誌の発行に加え、研究科独自の FD 活動が実施され、より充実した体制となった。しかし、直接的に教育に関する研究科独自の FD が整備されていないといった問題点があり、検討を要する。一方では、教員の教育研究活動に費やすことのできる時間は十分ではな

いため、今後この面での検討が望まれる。

- <根拠資料 6-①-1>新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科パンフレット
- <根拠資料 6-①-2>全学の組織表
- <根拠資料 6-①-3>H28,29 年度研究科委員会 1 月議事録、資料 大学院教員職務分担
- <根拠資料 6-①-4>H28,29 年度研究科委員会 3~5 月議事録
- <根拠資料 6-①-5>新潟青陵大学大学院教員選考に関する規程
- <根拠資料 6-②-1>学生便覧 教育課程表
- <根拠資料 6-②-2> 臨床心理学研究科シラバス
- <根拠資料 6-③-1>教員採用プロセスの整理について(2015 年 10 月 8 日人事委員会(全学))
- <根拠資料 6-③-2 >H29 年度研究科委員会議事録第3回、第6回
- <根拠資料 6-④-1> FD・SD 年間計画書
- <根拠資料 6-④-2> FD・SD 実績 (毎回の出席表)
- <根拠資料 6-④-3>新潟青陵大学大学院臨床心理学研究
- <根拠資料 6-4-4>新潟青陵大学大学院臨床心理学研究 研究・社会活動の報告について
- <根拠資料 6-⑤-1 >H29 年度第 11 回研究科委員会議事録

終章

本研究科は2006 (平成18) 年度に開設されて以来、一貫して職業人として自立した心理臨床家を育成してきた。そのためのカリキュラムも改善を重ねていっそう充実したものとなり、教員数、教員の専攻もカリキュラムに十分対応したものである。それを反映してか、これまで(公財)日本臨床心理士資格認定協会における臨床心理士資格試験を受験した修了生の資格取得率は94.6%、昨年度の修了生の合格率は87.5%であり、合格率の全国平均が例年60%を少し超える程度であることを考えると、高い合格率を維持しているといえる。一方、2018 (平成30)年度より初めての心理職の国家資格である公認心理師養成のカリキュラムが開始となり、本研究科もそれに対応したカリキュラムとなっている。これらの2つの資格の取得をめざす学生は、今後かなり増加することが予想される。公認心理師資格試験は、今年度初めて行われることもあり、今後この資格を心理臨床家養成のなかで、どのように位置づけていくのかは、多くの関連の大学院でこれから考慮されなければならない点であろう。本研究科においてもどのように位置づけて教育を進めていくのか、今後検討が望まれる。